

R7.3.24

長田地区
コミュニティバス
(路線定期)
運行計画書(案)

1. コミュニティバス(路線定期)事業について

(1) 事業目的

静岡市にある駿河区は、西の焼津市境の満観峰や、東の清水区境の有度山(日本平)など丘陵に挟まれた位置にあり、地域全体としては人口約 21 万人、世帯数約 10 万弱世帯で住宅地・田畑・森林等が混在した地域である。

主な交通手段としては、しずてつジャストライン(株)による路線バスや東海道本線があるが、バス停留所や最寄りの駅までの公共交通機関がない地域が多いことが現状の課題として挙げられる。

そこで、駿河区(用宗・長田西)を対象とし、高齢者や地域住民の利便性(通院、買い物、社会参加等)を目的とし、将来の交通移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行し公共交通不便地域の解消を目指す。

このコミュニティバスは、令和 6 年 4 月 1 日からの道路運送法 21 条による実証運行を通じ、別紙実績状況の通りの乗車人数を確認している。21 条は実証運行であることから、令和 7 年 10 月を目途に道路運送法第 4 条に基づいた路線バスとして、路線を定めて運行する「路線定期運行」を行い、地域の重要な交通インフラとして、誰もが安全・安心に利用できるサービス設計を行い、持続可能な取り組みをしていく。

(2) 運行の期間

新	旧
令和 7 年 10 月を目途に本運行する	令和 6 年 4 月を目途に実証運行を開始する

(3) 運行方式

・乗合バス事業者による乗合旅客の運送 (道路運送法 4 条) ・定時定路線型(規則第 3 条の 3 第 1 項)	・貸切バス事業者による乗合旅客の運送 (道路運送法 21 条) ・定時定路線型(規則第 3 条の 3 第 1 項)
--	---

(4) 事業主体

・株式会社 KMS バス	・株式会社 KMS バス
--------------	--------------

(5) 運行主体

・道路運送法 第 3 条 1 のイ 一般乗合旅客自動車運送事業者による ・「株式会社 KMS バス」 (道路運送法 第 3 条 1 のイ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可《予定》)による	・道路運送法 第 3 条 1 のイ 一般乗合旅客自動車運送事業者による ・「株式会社 KMS バス」 (道路運送法 第 3 条 1 のロ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可済み)による
--	--

(6) 使用車両

・使用車両は、道路運送法第3条に定める一般貸切旅客自動車運送事業許可を受けた営業用車両(以下、「バス車両」という。)とする。

バス車両は中型バスを4台使用する。

〈使用車両詳細〉	定員人数	長さ	幅	高さ	車両重量
① ポンチョ(静岡200か1118)	29名	699 cm	208 cm	306 cm	5700 kg
② リエッセ(静岡200あ193)	36名	699 cm	208 cm	282 cm	5470 kg
③ ポンチョ(静岡200あ201)	29名	698 cm	208 cm	286 cm	5040 kg
④ リエッセ(3月登録予定)	29名	699 cm	208 cm	282 cm	5470 kg

(7) 運賃設定

	新	旧
大人 1乗車	300 円	200 円
〃 1日フリー	400 円	300 円
〃 1ヵ月定期	4,000 円	3,000 円

※小学生は半額、未就学児は無料

※障害者手帳をお持ちの方、その介助者の方は半額

(8) 運行日・運行時間

・毎日運行

・運休日：無休

・運行時間：午前7時から午後7時まで

・利用者の安全確保のため、台風など暴風警報発令時は運休する。

運休の情報発信は、長田コミュニティバスのHPで発信していく。

(9) 運行系統

① 丸子循環(右回り・左回り)

1 起点 安倍川駅
終点 安倍川駅

2 経由 別紙「時刻表」の通り

3 運行距離 各約6km

4 運行便数 左7便/日 右5便/日

② 安倍川ー用宗線(往復)

1 起 点 安倍川駅
折返地点 用 宗 駅
終 点 安倍川駅

2 経由 別紙「時刻表」の通り

3 運行距離 約18km

4 運行便数 8便/日